

た ま し しょう し ゃ じ ふくしけいかく 多摩市 障がい者 (児) 福祉計画

(しょうがいのある大人や子どもが 多摩市で生活し 福祉サービスを つかうための 計画)

た ま し しょう し ゃ きほんけいかく れいわ ねんど れいわ ねんど
多摩市 障がい者基本計画：令和6(2024)年度～令和11(2029)年度

だい き た ま し しょうがいふくしけいかく だい き た ま し しょう じふくしけいかく れいわ れいわ ねんど
第7期多摩市障害福祉計画・第3期多摩市障がい児福祉計画：令和6(2024)～令和8(2026)年度

ばん
わかりやすい版



れいわ ねん がつ
令和6(2024)年3月

このわかりやすい版は、「多摩市障がい者（児）福祉計画」を、知的しょうがいのある人を中心（ひと）に、だれにでも わかるように つくったものです。

しょうがいのある人（ひと）や てつだってくれる人（ひと）と 協力（きょうりょく）して、わかりやすさを 大事（だいじ）にして つくりました。

計画（けいかく）の詳しいこと（くわ）や わからないことについては 市役所（しやくしょ）の障害福祉課（しょうがいふくしか）に 聞いて（き）ください。

しょうがい がい じ 障害の「害」の字について

害（がい）の字（じ）には「悪（わる）くすること」「わざわい」など、否定的（ひていてき）な意味（いみ）があるため、本市（ほんし）では、しょうがいのある人（ひと）の気持ち（きもち）を 考（かんが）えて、「人（ひと）」をさす「障害（しょうがい）」という言葉（ことば）は、「障（しょう）がい者（しゃ）」とひらがなをつかっています。

ただし、法律（ほうりつ）などのルール、施設（しせつ）、団体（だんたい）の名前（なまえ）等（とう）については、そのま（ま）の文字（もじ）をつかっています。

ひょうし え みぎ え
表紙（ひょうし）の絵（え）（右（みぎ）の絵（え））は、市内（しん）にある障（しょう）がい者（しゃ）
だんたい じりつ すてーしょん つばさ に しょぞく
団（だん）体の（たい）自（じ）立（りつ）ス（すてー）テ（てい）ィ（い）ョ（ョー）ン（ン）つ（つ）ば（ば）さ（さ）に（に）所（しょ）属（ぞく）する、
ながおか か さくひん
長（なが）岡（おか） しづき（しづき）さん（さん）が（が）書（か）いた（いた）作（さく）品（ひん）です（す）。



もくじ

1	けいかく 計画をつくる <small>もくてき</small> 目的	1
①	けいかく やくわり 計画の役割	1
②	けいかく 計画ができるまで	2
2	けいかく 計画をつくるための <small>くに</small> 国のきまり	3
3	たまし もんだい 多摩市の問題	5
4	しょう しょうがい者 <small>しゃきほん</small> 基本計画	6
	(しょうがいのある <small>おとな</small> 大人や <small>こ</small> 子どもが <small>たまし</small> 多摩市で <small>せいかつ</small> 生活するための <small>けいかく</small> 計画)	
①	だいじ 大事にしている <small>かんが</small> 考え方 <small>かた</small>	6
②	たいせつ 大切にしている <small>みつ</small> 3つのこと	7
③	ねんかん もくひょう 6年間の目標	8
5	コラム <small>たまし</small> 多摩市 <small>しょう</small> 障がい者 <small>しゃ</small> への <small>さべつ</small> 差別をなくし <small>とも</small> 共に <small>あんしん</small> 安心して	
	<small>く</small> 暮らすことのできる <small>まち</small> まちづくり <small>じょうれい</small> 条例について	19
6	しょうがいふくし <small>けいかく</small> 障害福祉計画・ <small>しょう</small> 障がい児 <small>じふくし</small> 福祉計画	21
	(しょうがいのある <small>おとな</small> 大人や <small>こ</small> 子どもが <small>ふくし</small> 福祉サービスを <small>す</small> つかうための <small>けいかく</small> 計画)	
①	ねんかん もくひょう 3年間の目標	21
②	ねんかん <small>さーびす</small> サービスが <small>どれくらい</small> どれくらい <small>つかわれるか</small> つかわれるか	28
7	これからの <small>ふくし</small> 福祉がよくなるように <small>すす</small> 進めていくこと	40

1 計画をつくる目的

① 計画の役割 (計画の1～3ページ)

たましそごうけいかく たましぜんぶ けいかく
多摩市総合計画 (多摩市全部の計画)

ちいきふくしけいかく ふくしぜんぶ けいかく
地域福祉計画 (福祉全部の計画)

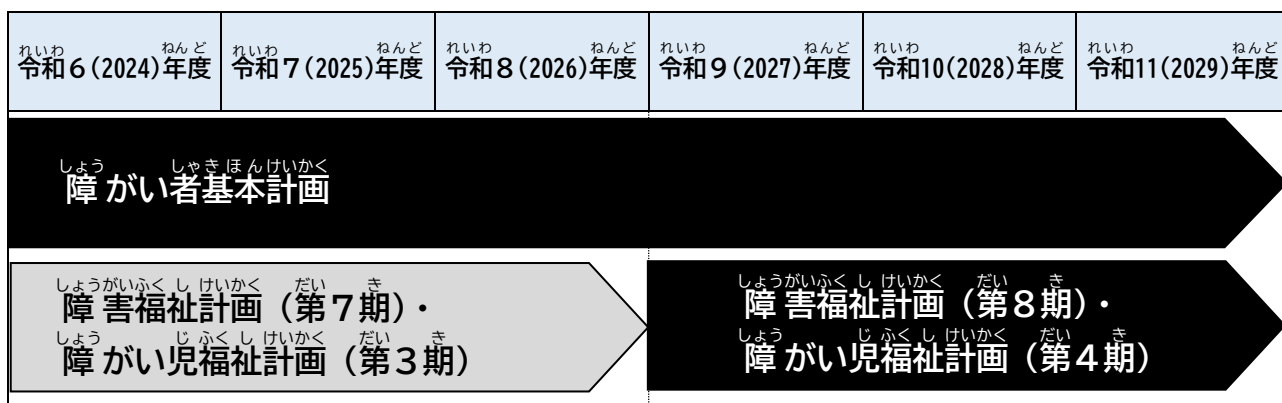
たまししょう しゃきほんけいかく
多摩市障がい者基本計画
 (しょうがいのある大人や子どもが多摩市で生活するための計画)

だい き た ま し しょうがいふくしけいかく
第7期多摩市障害福祉計画
 (しょうがいのある大人が福祉サービスをつかうための計画)

だい き た ま し しょう じふくしけいかく
第3期多摩市障がい児福祉計画
 (しょうがいのある子どもが福祉サービスをつかうための計画)

この計画は、多摩市の
 総合計画・地域福祉計画という
 大きな計画のもとで
 つくっています。

- 障がい者基本計画は6年間、障害福祉計画と障がい児福祉計画は3年間の計画です。



② 計画ができるまで (計画の4ページ)

- 令和5(2023)年7月に、多摩市に住む しょうがいのある人たちに 調査を
しました (多摩市福祉に関するアンケート調査)。
同じ月に、しょうがい者を てだすけする人たちにも アンケート (事業所
アンケート) をして、計画をつくるための 資料にしました。
- 多摩市の 市民の数や、しょうがい者の数の変化、調査やアンケートの結果な
どは、計画の8ページから26ページに のせていますので、そちらをごらんくだ
さい。
- この計画は、多摩市の しょうがいのある人、しょうがい者団体の代表、大学
の先生、施設や作業所の職員などが 集まって 話し合いながら (地域自立
支援協議会など) 取り組みました。



2 計画をつくるための国のきまり (計画の6、7ページ)

この計画は、障害者権利条約の考え方を大切にしています。

障害者権利条約

しょうがいのある人を差別しないように、しょうがいのある人の権利と自由を守ることを約束する世界のきまりです。

これは世界のしょうがいのある人たちの意見を聞いてつくられたものです。わたしたちの住む日本も、平成26(2014)年に、この条約を守ることを決めました。しょうがいは、その人の心や身体にあるのではなく、まち(社会)の中にあるという「社会モデル」の考え方を取り入れています。

この他にも、たくさんの国のきまり(法律)を守ってつくりました。最近では、次のきまりができました。

① 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律(平成30(2018)年6月)

しょうがいのある人が絵や音楽、映画などの文化芸術を見たり楽しんだりつくったり発表したりできるようにするためのきまりです。

② 読書バリアフリー法(令和元(2019)年6月)

目が見えないしょうがいなどしょうがいがあってもなくてもみんなが本を読めるようにするためのきまりです。

③ SDGs実施指針(令和元(2019)年12月)

SDGsは、世界中のすべての国や人が協力して守る目標です。みんなが活躍できるようにすること、差別をしないことなどがきまっています。

④ **社会福祉法**（令和3（2021）年4月）
しょうがいのある人が、身近な場所で、だれでも相談できたり、いろいろな活動に参加できたり、てだすけを受けられるように、きまりが変わりました。

⑤ **バリアフリー法**（令和3（2021）年4月）
東京オリンピック・パラリンピックをきっかけに、建物や道路、心のバリアフリー化を進めるために、きまりが変わりました。

⑥ **医療的ケア児支援法**（令和3（2021）年6月）
医療的ケアが必要な子どもや家族を保育所や学校でてだすけしたり、いつでも相談できる場所をつくるためのきまりです。

⑦ **障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法**（令和4（2022）年5月）
しょうがいのある人が必要な情報を受け取りやすくしたり、コミュニケーションをしやすいするためのきまりです。

⑧ **こども基本法**（令和5（2023）年4月）
子どもや若い人が自分らしく幸せに暮らせるように、国、東京都、市が協力して取組を進めるためのきまりです。子ども家庭庁が、新しくできました。

⑨ **障害者総合支援法・児童福祉法**（令和6（2024）年4月）
しょうがいのある人が自分で選んだ生活ができるように、「生活」と「はたらくこと」をもっとよくしていくためのきまりです。精神しょうがいのある人がてだすけを受けられるようにします。児童福祉法では、子どもを育てる家庭へのてだすけをするために「子ども家庭センター」をつくることになりました。

⑩ **障害者総合支援法の対象となる難病の追加**（令和6（2024）年4月）
難病の対象が広がり、より多くの難病の人がサービスを受けられるようになりました。

3 多摩市の問題 (計画の27~31ページ)



- しょうがいのある大人や 子どもの数が増えています。しょうがいの重い人も 多くなっています。それぞれのしょうがいにあわせた てだすけが 必要です。
- 事業所アンケートでは、しょうがい者をてだすけする人たちが、足りないところがわかりました。しょうがいのある人が安心して暮らせるように、てだすけする人を増やすことが 必要です。
- しょうがい者への調査では、差別などでいやな気持ちになっている人が多摩市には まだまだいます。もっと差別を減らしたり しょうがい者のことを知らせていく 必要があります。
- 「福祉のわかりやすい情報が少ない」「どこを探せばいいかわからない」と思っている人が 多いことがわかりました。もっとわかりやすく 情報を知らせる 必要があります。
- 「自分が悩んでいることを相談できる人がいない」と思っている人が多いことも わかりました。もっと身近に 相談できるところを増やす 必要があります。
- 災害が起きたときの 避難の仕方を だれでもわかるように知らせたり、てだすけをする 必要があります。

4 障がい者基本計画 (計画の34~54ページ)

(しょうがいのある大人や子どもが 多摩市で 生活するための 計画)

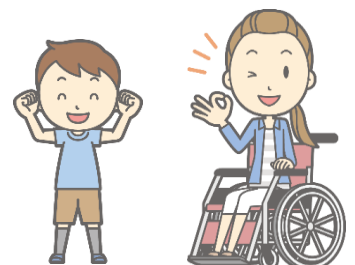
この計画は、しょうがいのある大人や子どもが 地域で 当たり前^{まえ}に暮らせるようにする まちづくりのための 計画です。「障害者基本法」で 必ず^{かなら}つくるように きめられています。

① 大事^{だいじ}にしている 考え方^{かんが} (計画の34ページ)

障害^{しょうがい}により分け隔^わてられることなく、障がい者^{しょうがいしゃ}の人権^{じんけん}が尊重^{そんちょう}され、
誰も^{だれ}が支^{ささ}えあいながら安心^{あんしん}していきいきと暮らせるまちづくり

- 世界^{せかい}では、障害者権利条約^{しょうがいしゃけんりじょうやく}というきまりで、しょうがい者が 困^{こま}ったときに、しょうがいは 本人^{ほんにん}の責任^{せきにん}で、仕方^{しかた}がない という 考え方^{かんが}ではなく、どうしたら解決^{かいけつ}できるか 社会^{しゃかい}の中で みんなで 考え^{かんが}よう ということになりました。この計画^{けいかく}も、しょうがい者が 暮^くらしやすいまちを めざします。
- 多摩市^{たまし}では、令和^{れいわ}2(2020)年7月に「多摩市 障がい者^{しょうがいしゃ}への差別^{さべつ}をなくし 共に安心^{とも あんしん}して暮^くらすことのできるまちづくり 条例^{じょうれい}」が できました。
- 下の3つの 考え方^{かんが}を大事^{だいじ}にして、これから6年間^{ねんかん}、多摩市^{たまし}で しょうがい者^{しゃ}の福祉^{ふくし}に 取^とり組^くみます。

- ① しょうがいが あるからといって 分けられたり差別^{さべつ}されることがないこと
- ② 人が生まれながらにもっている、その人らしくいきる権利^{けんり}が 大切^{たいせつ}にされること
- ③ しょうがいのある人もない人も、みんなが たすけあいながら、安心^{あんしん}して、自分らしく いきいきと生活^{せいかつ}できる まちづくりをしていくこと



② 大切にしている3つのこと (計画の35ページ)

【1】しょうがいがあっても 差別されないで、 安心して 生活できること

しょうがいや 難病の大変さは 人によって ちがいます。必要なてだすけも ちがいます。しょうがいのある人や その家族の心配なことを 減らして 安心して 生活できるようにします。差別や ぎゃくたいをなくしていきます。しょうがいのある人が 親元や施設からでて 本人がのぞむ 地域で安心して 生活できるように、必要な てだすけをします。

【2】地域の中で 自立して いきいきと 生活すること

しょうがいや病気があっても、病院で お医者さんにみてもらって、リハビリをしたり 必要な薬をのんだり、地域に出て はたらいたり、いろいろなことをすることで、幸せに生活することができます。

病院、福祉、学校、スポーツなどいろいろな人と協力して 活動する場所や はたらける場所を増やしていきます。住んでいる地域で 自立して 自分らしく いきいきと生活できるようにします。

【3】しょうがいのある人もない人も、一緒にいきる社会 (共生社会) をつくること

多摩市は、地域の人や 会社に、しょうがいのある人たちのことを 知ってもらい、差別を なくしていきます。しょうがいのある人が 生活しやすくなるために、まちの中にある段差をなくしたり、必要な情報を わかりやすくしたり、心のバリアフリー化を進めます。しょうがいのある人もない人も 一緒に勉強したり、はたらいたり、お互いのことを 大事にしながら いきる社会 (インクルーシブ社会) をめざします。

③ 6年間の目標 (計画の36～54ページ)

1 困ったときの相談について

(1) しょうがいのある人が 困ったときに相談しやくします。

- 市の窓口や、地域活動支援センターの「あんど」「の一ま」で 相談をうけて、必要な てだすけが できるようにします。しょうがいのある人にとって 相談相手になる 民生委員、児童委員や 身体・知的しょうがい者相談員と 協力します。
- 差別をうけたときの相談などは障害福祉課で お話をききます。令和2年7月に「多摩市 障がい者への差別をなくし 共に安心して暮らすことのできるまちづくり条例」もつくりました。一人ひとりのお話をよく聞いて 解決します。
- 学校や仕事に行けず 家から出られない人（ひきこもりの人）や、大人の代わりに 家族のお世話をしている子ども（ヤングケアラー）など、たすけてほしいと 思っている人が相談できるようにします。
- 広報や ホームページ、福祉のしおりなどで、相談できる場所を お知らせします。
- 令和8(2026)年度までに 困ったことや 悩みなどを 相談できる「基幹相談支援センター」をつくることを めざします。

(2) サービスを 受けるときに 計画を立てくれるところを 増やします。

- 計画を立てる人を増やすために 研修などを行います。
- 自分で 計画を立てたい人が 立てられるように 市が てだすけします。

(3) いろいろな人と 協力して しょうがいのある人をてだすけします。

- しょうがい者や その家族が 介護のことや お金のことなどで 困っていて、家族全体に てだすけが 必要なことが 増えています。いろいろな人と 協力して、必要な 制度がつかえるように てだすけします。

(4) しょうがいのある人の てだすけをする人を 増やします

○ しょうがいのある人を てだすけする人が 足りないので、会議(地域自立支援協議会)で話し合いながら、増やし方を 考えていきます。

○ てだすけする人同士での 研修や勉強会などにより、てだすけの内容が もっとよくなるように します。

(5) しょうがいのある人のけんりを 守ります

○ 「福祉サービス利用支援事業」は しょうがいのある人の 相談にのったり お金を管理したり、福祉サービスの利用を てだすけします。

○ 「成年後見制度」は、しょうがいのある人が、生活していくときに、だまされたり、お金をとられたりしないように、守り、たすける制度です。この2つの制度があることを 多摩市社会福祉協議会と 協力しながら、お知らせします。

(6) しょうがいのある人が いじめられたり、からだや心を きずつけられたり (ぎゃくたい) されないようにします。

○ ぎゃくたいをなくすために 障害福祉課が中心となって 対応します。また、会議(差別解消支援地域協議会や権利擁護専門部会など)で 話し合います。

○ ぎゃくたいしているのを 見つけた人は、役所に 伝えなければなりません。見つけた人が、後から 怒られたり 損をしたりしないことを、知らせていきます。



2 保健所や病院などが 協力して しょうがいのある人を 支えます。

(1) しょうがいのある人を早く見つけて 早くてだすけが受けられるようにします。

○ 早くから 病院にかかったり、相談やてだすけが 受けられるようにします。

(2) 保健所や病院と協力して てだすけします。

○ しょうがいのある人や 家族が、必要なサービスが受けられるように、病院や
学校、保健所、子ども家庭支援センターなどと協力して、てだすけをします。

○ 精神しょうがいのある人も含めた しょうがいのある人が、病院や 施設では
なく、地域で生活できるように、病院や福祉に関わっている人で 話し合っ
(多摩市精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築協議会)、地域での
生活に 必要なことを 考えていきます。

(3) 病院などに みてもらったときに かかるお金を、役所が 払ってくれる制度
があることなどを お知らせします。

○ 病気にかかった人に対して (子どもの病気、難病、精神しょうがい) 病院に
通うためのお金を減らして、病気の治療を続けられるように、障がいのある人を
てだすけする制度があることを みんなに知らせます。



3 しょうがいのある子どもを てだすけします。

(1) 発達しょうがいの子どもを 早く てだすけします。

- 発達しょうがいの子どもを てだすけしてほしいという家族が増えていますが、しかし、発達しょうがいのある子どもへの サービスや病院が不足しています。サービスが受けられなくて 困る人がいないように、発達しょうがいのある子どもや家族への てだすけを 早いうちから していきます。
- そのために、市の発達支援室や児童発達支援センターを 中心に 地域のみんなで てだすけする方法を 考えていきます。
- 「多摩市ひまわり教室」では、発達しょうがいのある子ども 一人ひとりにあつた てだすけしていけるように進めていきます。

(2) しょうがいのある子どもが 活動できる場所を 今よりもっと よくします。

- 保育所などで 研修などをして、職員に しょうがいについて わかってもらい、学校に入る前の しょうがいのある子どもに必要な てだすけをします。
- 学校から帰ったあとに 活動できる場所として、放課後等デイサービスに行ったり 学童クラブにも 入れるようにします。
- 事業所の人たちが集まる 話し合い（事業所等連絡会）で、どんな活動を しているか 教えあったり、市が事業所をまわって 相談して、よりよいサービスを 子どもたちが 受けられるようにします。

(3) 医療的ケアが必要な子どもを てだすけします。

- 医療的ケアが必要な子ども（たんの吸引や、口から ごはんが 食べられなくて、おなかに くだで えいようを送ることなどが必要な子ども）が、地域で 安心して 学校に行ったり、生活ができるようにします。
- そのために、会議（医療的ケア児（者）連携推進協議会）で話し合います。
- 医療的ケアが 必要な子どもの てだすけをするために 調整する人（コーディネーター）についても話しあっています。



(4) 学校と福祉が 一緒に 協力しあいます。

○ 学校では、できるだけ しょうがいのある子とない子が、同じ場所で、いっしょに 勉強したり 遊んだり 生活したりできるようにして、差別を なくしていきます。しょうがいのある子どもが 将来自立して社会で はたらいたり 活動するために、自分の行きたい学校や教室で 学べるように していきます。
（「インクルーシブ教育」）

○ しょうがいのある子ども 一人ひとりに合わせた 勉強や てだすけが できるように、いろいろな方法を 考えていきます。学校で、困ったときに 相談に のってくれる 大人（スチューデントソーシャルワーカー）が てだすけ できるようにします。

○ 教育や 子育て、福祉に関わるところと 協力していきます。

○ 学校を 卒業した後に、地域で 自立した生活が できるように、学校にいる 間から 卒業した後の 生活や はたらくことなどの てだすけをします。

○ 学校のトイレを 車いすの人が使いやすいものに変えたり、段差を減らして 移動しやすいように変えていきます。学校を 建てかえるときなどに 工事をし て、しょうがいのある人が、行きたい学校に 行けるように していきます。

(5) しょうがいのある子どもの家族を てだすけします。

○ しょうがいのある 子どもの家族が 少しいの間 介護が できないときに、代わりに あずかって てだすけする 一時保護というサービスなどがあります。家族の相談にのり、そうしたサービスを つかって、子どもが 元気に 成長できるようにします。

○ 発達しょうがいのある子どもの親同士で、交流をして 話す場所をつくったり、子どもにどうかかわったらいいか 考えられるように てだすけします。

○ お金が あまりかからないようにする 制度などがあることを 知らせて、しょうがいのある 子どもの家族に てだすけを していきます。



4 生活するために 必要な てだすけをします。

(1) 地域での生活に必要な てだすけをします。

- しょうがいのある人が 地域で生活するために、地域活動支援センター、特定相談支援事業所などで いろいろな制度の 相談にのります。サービスやお金の負担を減らすための割引制度があることを知らせます。
- しょうがいがあって 生活しづらい人に 生活しやすくする道具（ベッド、手すり、おむつなど）を、役所が あげたり 貸したりします。出かけるときに、介護する人をつけたり、車いすごとのれる車（ハンディキャブ）をつかえるようにします。電車やバスをつかえない人には、タクシー代や ガソリン代を もらえる制度があることを 知らせます。
- 精神しょうがいのある人が 地域で生活するために休める場所や、地域で暮らすための練習の場としてグループホームをつかって、泊まって、体験（ショーとステイ）します。

(2) 住むところの てだすけをします。

- 家を探すのが大変で 住むところに困っている しょうがいのある人が、家を借りられるようにてだすけをします。講演会（多摩市居住支援協議会セミナー）などで、大家さんや 不動産屋さんに てだすけを 依頼します。家を探しやすくするために 「多摩市お部屋探し協力店」になってもらうように 地域の人たちに呼びかけます。
- 「多摩市居住支援窓口」は無料で相談にのります。「しごと・くらしサポートステーション」では 生活に必要な てだすけをします。
- グループホームをつくるための場所がないので グループホームをつくりやすいように、国や東京都と協力して、取組を進めていきます。
- 重度の身体しょうがいのある人が 家の中で生活しやすくするため、段差解消や手すり設置工事など 住まいをより良くするため てだすけをします。

(3) 年をとったり、親がなくなった後の生活のてだすけをします。

- 障害福祉サービスを利用している しょうがい者が、65歳になる前に、市役所（高齢支援課、介護保険課、地域包括支援センターなど）と これまでつかってきた サービスを見直します。サービス内容や一人ひとりのしょうがいにあわせて 介護保険を利用するか、障害福祉サービスをそのままつかうか（介護保険と障害福祉サービスを一緒につかうこともある）話し合っ、必要なサービスで 対応します。
- しょうがいのある人が 年をとったときや 家族が 年をとって 介護ができなくなったときでも、市役所や 地域の中にある いろいろな団体が協力して、困らないように てだすけします。
- 年をとったり 親がなくなった後の生活をてだすけするために 会議（地域生活支援専門部会）で話し合います。

(4) 社会がかわっても 必要な てだすけをします。

- 社会のいろいろなことが 変わったり、法律が変わっても、しょうがいのある 人に 必要なてだすけを していきます。
- 市役所は、事業所がサービスを続けられるように 必要なてだすけをします。
- 毎年、新しい「福祉のしおり」を配って、サービスや てだすけできることを お知らせします。



5 しょうがいのある人が はたらいたり 活動するための てだすけをします。

(1) しょうがいのある人^{ひと}にあった 活動^{かつどう}できる場所^{ばしょ}を もっとたくさんつくります

○ スポーツや 美術展^{びじゆつてん}、勉強会^{べんきやうかい}など しょうがいのある人^{ひと}が 地域^{ちいき}に 参加^{さんか}しやすいように していきます。

○ 市役所^{しやくしょ}は 事業所^{じぎやうしょ}から「新しい事業所^{あたらしいじぎやうしょ}をつくりたい」と相談^{そうだん}があったら、多摩市^{たまし}の状況^{じやうきやう}を説明^{せつめい}して、事業所^{じぎやうしょ}をつくるように依頼^{いらい}します。

(2) しょうがいのある大人^{おとな}や子ども^こが 活動^{かつどう}する場所^{ばしょ}を 今^{いま}よりもっとよくします

○ しょうがいのある人^{ひと}が、地域^{ちいき}で活動^{かつどう}する 作業所^{さぎやうしょ}や、地域^{ちいき}の団体^{だんたい}などが 活動^{かつどう}していけるように、役所^{やくしょ}から作業所^{さぎやうしょ}や団体^{だんたい}に お金^{かね}を出^だして たすけていきます。

○ 重度^{じゅうど}のしょうがいのある人^{ひと}が通^{かよ}える場所^{ばしょ}など、いろいろな活動^{かつどう}の場所^{ばしょ}をふやす必要があります。活動^{かつどう}する場所^{ばしょ}が 古^{ふる}くなって、建^たてかえたりするときには、建^たてる場所^{ばしょ}についての情報^{じやうほう}を伝^{つた}えたり、国^{くに}や東京都^{とうきやうと}と協^{きやうりよく}力^{りよく}して、お金^{かね}を出^だしたりして たすけていきます。

(3) しょうがいのある人^{ひと}が はたらけるように てだすけをします

○ 就労支援センター^{しゅうろうしえんせんたー}などで、はたらきたいとのぞむ しょうがいのある人^{ひと}の相談^{そうだん}にのります。会社^{かいしゃ}の人^{ひと}とも連絡^{れんらく}をとって、しょうがいのある人^{ひと}が 安心^{あんしん}してはたらきつづけられるように、てだすけをします。

○ しょうがいのある人^{ひと}が 会社^{かいしゃ}で はたらくことを めざして、市役所^{しやくしょ}で はたらしながら 力^{ちから}をつける 「ハートフルオフィス事業^{はーとふるおふいすじぎやう}」に取り組み^とみます。

「ハートフルオフィス事業^{はーとふるおふいすじぎやう}」では、しょうがいのある人^{ひと}が パソコン^{ぱそこん}をつかって 情報^{じやうほう}を 入力^{にゅうりよく}したり、封筒^{ふうとう}に手紙^{てがみ}を入^いれたりなど 市役所^{しやくしょ}の中の いろいろな仕事^{しごと}を しています。

- しょうがいの重い人がはたらけるように、必要なことを考えていきます。
- 「多摩市就労ガイドブック」を配って、はたらくことに つながる情報を しょうがいのある人に 伝えていきます。

(4) 会社で しょうがいのある人が はたらけるようにします

- 会社で しょうがいのある人が はたらけるようにするために いろいろな制度があることを 会社に 知らせます。
- 作業所などで はたらいている しょうがいのある人の お給料を増やすために、多摩市が、しょうがいのある人が つくったものを 買ったり しょうがいのある人に 仕事を お願いしたりして 仕事を増やすように していきます。
- はたらかたい しょうがい者全員が、楽しく仕事ができるように 必要な取組を 考えていきます。



6 しょうがいのある人もない人も、一緒にいきるまち(共生社会)をつくれます。

(1) しょうがいのある人が、差別されないように します

- 社会にあるバリアを なくして、しょうがいのある 大人や子どもが、差別されないようにします。
- そのために、「多摩市障がい者への差別をなくし共に安心して暮らすことのできるまちづくり条例」に書かれている会議(障害者差別解消支援地域協議会)で差別をなくすための方法を 考えます。
- 地域の人に しょうがいのある人のことを 知ってもらい、心のバリアをなくしていきます。そのために、しょうがいのある人と いっしょにつくった 「心つなぐ・はんどぶつく」を 広めたり、小・中学校への出前授業をしたり、市役所の人への研修をしたりします。
- しょうがいのある人が、お店に入りやすくするために、お店の人が必要な配慮(合理的配慮)を提供したり、お店の段差をなくしたりするのを 広げます。
- 手話をつかう人が もっと社会に 参加できるように 「多摩市手話言語条例」をつくれます。

(2) わかりやすく情報をつたえます。

- どのような しょうがいがあっても、必要な情報を知ることが できるようにしていきます。たま広報や 市議会だより、多摩市のホームページの内容を 普できけたり、障害福祉課の窓口などでは 筆談や手話が できることなどを 知ってもらえるようにします。
- 福祉や選挙、防災など、多摩市からの情報は、しょうがいに合わせて 伝えます。(知的しょうがいの人に わかりやすい絵を つかう、目の見えない人には 点字、耳の聞こえない人には 手話 など) 図書館では、しょうがいのある人に 本を読むことや調べものができるように 協力します。
- 手話通訳、要約筆記、失語症会話パートナーなど、コミュニケーションを てだすけるサービスがあることを、必要な人に 知らせます。

(3) みんなが つかいやすいまちを つくります。

- しょうがいのある人だけではなく、お年寄りや 子どもなど、みんなが つかいやすいようにします。道路の段差を なくしたり、駅や建物の中を 移動しやすくするなど、つかいやすくして、住みやすい まちづくりを していきます。

(4) 災害があったときに 困らないようにします。

- 市役所は 地震、がけくずれ、火事、大雨、津波などの 災害のときに、しょうがいのある人が 安心して逃げられるように、地域の人と 一緒に考えていきます。また しょうがいのある人に合わせた 逃げる場所を つくっていきます。
- SNS（市役所のホームページ、エックスなど）、防災行政無線（屋外スピーカー）、防災情報メール（携帯電話、パソコンへのメールによる情報提供）、公共施設内での放送や掲示板などにより 正しい 災害の情報を 早く 伝えます。
- しょうがいのある人や その家族に 普段から 準備してもらったり、地域の人が しょうがいのある人のことを 理解できるように 伝えていきます。

(5) しょうがい者が 犯罪に 巻き込まれないようにします

- しょうがいのある人が だまされたり、お金を とられたり、きずつけられたり しないように、権利をまもるために取り組みます。障害福祉サービスの事業所や警察、民生委員などと 協力します。
- インターネットや スマートフォンをつかって だまされて お金を とられたり、あぶない目に あわないように、使い方を 教えます。

(6) ボランティアや 地域の人からの てだすけを増やします。

- ボランティアや 地域の人が、 しょうがいのある人のことを知って、普段から てだすけできるようにします。
- 地域の人たちと 協力して しょうがいのある人を てだすけする人を見つけたり、活動する場所をつくりします。



5 コラム 多摩市障がい者への差別をなくし 共に安心して暮らすことのできるまちづくり条例について

多摩市では、障害理解を広げたり、差別をなくすために様々な取組を行ってきました。しかし、未だに多くの方が差別・偏見等を感じています。

そこで、さらに取組を進めていくため、令和2(2020)年7月に「多摩市障がい者への差別をなくし共に安心して暮らすことのできるまちづくり条例」ができました。



条例の4つのポイント

1 不当な差別的取扱いの禁止

正当な理由なく、障害を理由としてサービスの提供を断ったり、障がいのない人にはつけない条件や制限をつけること(不当な差別的取扱い)は差別です。すべての人は差別をしてはいけません。



本人を無視して付き添いの人に話しかけられることがあります。私と直接話してほしいです。



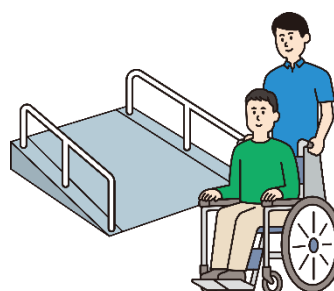
盲導犬と一緒に、お店に入れないと言われました。

2 合理的配慮の提供

まちの中には、段差や障がい者のことを考えていない設備や条件など様々なバリア(障壁)があります。バリアを取り除くために「こうしてほしい」と障がい者から伝えられたら、よく話し合って、負担が重すぎない範囲で必要な配慮をしましょう(合理的配慮の提供)。市や事業者は、合理的配慮を提供しなければなりません(義務)。



バス停で困っていたら、通りがかりの人がヘルプマークを見て「お手伝いしましょうか?」と声をかけてくれました。



お店の人が、段差をなくすスロープを設置してくれたので、車いすでも通れるようになりました。

3 障害理解・差別解消を広げること

差別をなくすために、障がいのある人、お店や会社、市役所の人たちみなで話し合う会議（多摩市差別解消支援地域協議会）を開いています。

みなで力を合わせて、条例で目指している「障がいのある人もない人も安心して暮らせるまち」をつくっていきましょう。



4 相談窓口の設置

条例ができたことで、市役所にも相談窓口ができました。差別を受けた、嫌なことがあった、差別を見た、どうすればよいかわからなかったなど困ったときは、ぜひお気軽にご相談ください。

市役所は、相談を受けたら、すぐに調べたり確認をします。アドバイスをしたり、もっと詳しく相談にのってくれる窓口を教えたりして、解決できるようにします。



お問い合わせ先

多摩市役所障害福祉課（本庁舎1階）

場所：多摩市関戸6-12-1

電話：042-338-6847

ファクシミリ：042-371-1200

メールアドレス：tm214100@city.tama.tokyo.jp

わからないことや、気になることなど
なんでもご相談ください！



6 障害福祉計画・障がい児福祉計画 (計画の55～93ページ)

(しょうがいのある大人や子どもが 福祉サービスを つかうための 計画)

この計画は、しょうがいのある大人や子どもの暮らしには、どのくらい福祉のサービスが必要か 考えて、きちんと つかえるようにするための 計画です。
「障害者総合支援法」や「児童福祉法」で、必ずつくるように定められています。

① 3年間の目標 (計画の55～67ページ)

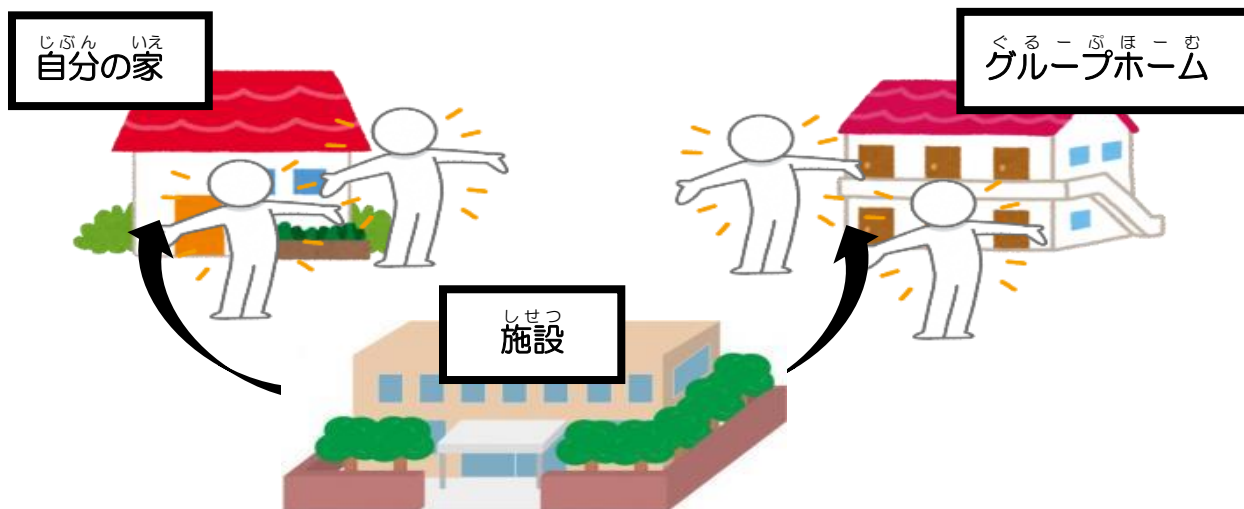
目標1

施設から出て、地域で生活できるようにする

令和5(2023)年3月に、多摩市で 施設に入っている人は 95人います。

(1) 95人の中で、6人は 自分の家や グループホームで 暮らせるように していきます。

(2) 令和6(2024)年4月からの3年間で、施設で 暮らす人が 95人より 増えないようにします。



もくひょう
目標2

せいしん ひと ちいきぜんたい ささ
精神しょうがいのある人を、地域全体で 支える

ちいきほうかけ あしすてむ
(地域包括ケアシステム)

- せいしん ひと ちいき あんしん
精神しょうがいのある人が 地域で安心して
くらせるように、おいしや
てつだってくれるひとたちで はな あ ばしよ
話し合いをする場所を
つくりました。
このばしよで、1ねんにかい かいぎ ひら はな あ
この場所で、1年に2回 会議を開き、話し合います。



- かいぎ せいしん ひと ちいきぜんたい ささ もくひょう
会議で 精神しょうがいのある人を、地域全体で 支えるための 目標を
た ねん かい とりくみ きちんとして いるか しら 調べて なにか
問題があつたら はな あ
問題があつたら 話し合っ て なおして いきます。
○ びょういん なが はい ひと びょういん で ちいき くら
病院に長く入っていた人が、病院から出るための てだすけや 地域で暮ら
す てだすけをします。

しょうがいのある人の、^{ひと}地域^{ちいき}での^{せいかつ}生活^{ささ}を支える^{とく}取り組み^くをする

- (1) ^{ちいき}地域^{せいかつ}で生活^{いっつ}するために、5つのことを やって^{いける}ように^{します}。このため、
1年^{ねん}に1回^{かい}は、^{かいぎ}会議^{ひら}を開き、^{はな}話し^あ合います。
- ① ^{そうだん}相談^が できるように^{する}。(てだす^けを ^{して}もらうための ^{そうだん}相談^や、^{ちいき}地域^で ^{じりつ}自立^{して} ^{せいかつ}生活^{する}ための ^{そうだん}相談^{など})
- ② ^{おやもと}親元^{から}自立^{して} ^{あば}アパート^{など}での ^{ひとりぐ}一人暮らし^を ^{しえん}する。また、
^{ぐる}グループ^ほホーム^むでの ^{せいかつ}生活^{たいけん}の体験^が できるように^{する}。
- ③ ^{かいご}介護^{をして}くれる^{家族}が ^{かぞく}急に^{きゅう} ^{びょうき}病気^{にな}ったときなどに、^{みじか}短い^{あいだ}間^{だけ}に
^{しせつ}施設^{などで} ^か代わり^に ^{かいご}介護^{できる}ように^{する}。
- ④ ^{きゅういん}たんの吸引^{などが} ^{ひつよう}必要な^{ひと}人や ^{おも}重い^{しょうがい}しょうがいのある^{ひと}人などを ^{てだす}てだす
^{ひと}け^{できる}人(ヘルパー)など、^{ひつよう}必要な^{しえん}しえんが ^{ひと}できる^{ひと}人を ^{ひや}ふやす。
- ⑤ ^{しょうがい}しょうがいのある^{ひと}人に ^{ひつよう}必要な ^{いろいろ}いろいろな^{てだす}てだす^けを ^{くあ}組み^あ合わせて^{くれ}る
^{ひと}人(コーディネーター)を ^ふ増^{やす}。地域^{ちいき}で ^{いろいろ}いろいろな^{てだす}てだす^けを ^{して}い
けるように^{する}。



(2) 強度行動しょうがいのある人を 地域で 支えます。

- 強度行動しょうがいのある人は、食べてはいけないものを食べたり、危険なとびだしをしたり、まわりの人を たたいたり、物をこわしたり コミュニケーションが うまくとれなくて 困っています。
- 本人に わかりやすい説明や、しょうがいを理解した てだすけが必要で す。このため、強度行動しょうがいのある人の、地域での生活を 支えるため に 必要な取組をします。
- しょうがいのある人への調査（福祉に関するアンケート調査）の結果や、てだすけをする人たちへのアンケート（事業所アンケート）の結果を 参考にし ます。
- 会議を開き 強度行動しょうがいのある人に 必要なてだすけを 話し合っ ます。



さぎようしょ 作業所などで はたらいている しょうがいのある人^{ひと}が、
かいしゃ 会社などで はたらけるようにする

(1) さぎようしょ 作業所などで はたらいている

しょうがいのある人^{ひと}が、
かいしゃ 会社などで はたらけるようにします。



	令和3(2021) ねん がつ にんずう 年3月の人数	令和6(2026) ねん がつ にんずう 年3月の人数
① さぎようしょ 作業所などではなく かいしゃ 会社で はたらけるようになった しょうがいのある人 ^{ひと}	21人 ^{にん}	27人 ^{にん}
①のうち、しゅうろういこうしえん かいしゃ 「就労移行支援」(会社で はたらけるように てだすけするサービス)をつかう人	11人 ^{にん}	15人 ^{にん}
①のうち、しゅうろうけいぞくしえんえーがた 「就労継続支援A型(しえんを うけながら はたらくサービス)」をつかう人 ^{ひと}	1人 ^{ひとり}	2人 ^{ふたり}
①のうち、しゅうろうけいぞくしえんびーがた 「就労継続支援B型(しえんを うけながら はたらくサービス)」をつかう人 ^{ひと}	3人 ^{にん}	4人 ^{にん}
② たまししょう しゃしゅうろうしえんせんたー 多摩市障がい者就労支援センター「なちゅ〜る」をつかって、かいしゃ 会社で はたらけるようになった しょうがいのある人 ^{ひと}	40人 ^{にん}	52人 ^{にん}

(2) かいしゃ 会社などで はたらいている しょうがいのある人^{ひと}が、はたらきつづ 続けられるようにします。

	令和3(2021) ねん がつ にんずう 年3月の人数	令和6(2026) ねん がつ にんずう 年3月の人数
かいしゃ 会社などで はたらいている人 ^{ひと} のうち 「就労定着支援」(かいしゃ 会社などで はたらきつづ 続けることをてだすけするサービス)をつかう人 ^{ひと}	19人 ^{にん}	27人 ^{にん}

しょうがいのある子どもや てだすけが 必要な 子どもへの 取り組み

(1) いろいろなサービスを^{さーびす}つかって、しょうがいのある子どもや^こ家族が、
地域で生活^{ちいき せいかつ}していけるための^と取り組み

- しょうがいのある子どもや^こ家族で、相談^{そうだん}をしたい^{ひと}という人が^ふ増えていま
す。多摩市の相談窓口^{たまし そうだんまどぐち}は、「児童発達支援センター」^{じどうはったつしえんせんたー}（しょうがいのある子ども
や、てだすけが^{ひつよう}必要な^こ子どもが、成長^{せいちよう}に必要な^{ひつよう}活動^{かつどう}をする場所^{ばしょ}）や、多摩市
の発達支援室^{はったつしえんしつ}です。
- この「児童発達支援センター」と「発達支援室」^{じどうはったつしえんせんたー}を中心^{ちゅうしん}にして、地域^{ちいき}でし
ょうがいのある^こ子どもや^{かぞく}家族を^{ささ}支える^{とりくみ}取組を^しします。
- しょうがいのある子どもが、保育所^{ほいくじょ}などで他の子どもたちと^{ほか}いっしょに生活^{せいかつ}す
るなど、必要な^{ひつよう}てだすけを^うけられるように^しします。また、地域^{ちいき}の中で^{なか}分
けられることなく^{いっしょ}一緒に^{そだ}育てるように^しします。

(2) 重い^{おも} しょうがいのある子どもへの^こ てだすけ

- 重い^{おも} しょうがいのある子どもの、体^{からだ}や心^{こころ}の成長^{せいちよう}を^たすけたり、学校^{がっこう}
が^お終わった^{あと}後に、過ごせる場所^す（放課後等^{ばしょ}デイサービス^{ほうかごとうでいさーびす}、児童発達支援^{じどうはったつしえん}）が、
多摩市^{たまし}には⁶つあります。
- たんの吸引^{きゅういん}や、口^{くち}から^たごはんが^た食べられなくて、おなかに^{くだ}で
えいようを^{おく}送ることなどが^{ひつよう}必要な^こ子ども（医療的ケア児^{いりょうてきけあじ}）がいます。
その子どもたちが^こ必要な^{ひつよう}てだすけが^う受けられるように、病院^{びょういん}、市
役所^{やくしょ}、学校^{がっこう}、保育所^{ほいくじょ}などが^{はな}話し合う場所^あをつくりました。
- 令和8(2026)年度^{れいわ}までに、いろいろな^{ねんど} てだすけを^{ひと}くみあわせてくれる人
(コーディネーター)が^{ひとり}1人^{ひとり}いるように^しします。



もくひょう
目標6

しょうがいのある人が、困こまっていることを相談そうだんしやすくする

(1) しょうがいのある人ひとが 困こまっていることを 相談そうだんしやすくするため、地域ちいきの中なかで、いろいろな相談そうだんに くわしく 答えられる場所ばしょ（基幹支援相談センターきかんしえんそうだんせんたー）をつくるため 話し合はな あいます。

(2) 多摩市たましの しょうがいのある人ひと、しょうがい者団体しゃだんたいの代表だいひょう、大学の先生だいがくせんせい、しせつや 作業所さぎょうじょの職員しょくいんなどが 集まって話し合あつ はな あう 会議かいぎ（地域自立支援協ちいきじりつしえんきょう議会ぎかい）で いろいろな問題もんだいを 話し合はな あいます。
たとえば、一人ひとりひとりの問題もんだいを地域全体ちいぜんたいの問題もんだいとして 考かんがえていきます。



もくひょう
目標7

しょうがいのある人ひとが、よりよい福祉サービスふくしサービスを受けられるようにする

○ しょうがいのある人ひとが うけている 福祉サービスふくしサービスが よりよいものとなるように 市役所しやくしょの人ひとが 勉強べんきょうしたりします。



② 3年間でサービスがどれくらいかわれるか (計画の68～94ページ)

目標をきめるための方法

- 次のことを調べて目標を立てました。
 - ・ しょうがい者のサービスがどれくらいかわれてきたか
 - ・ 特別支援学校の卒業生が何人くらいになるか
 - ・ 多摩市に住むしょうがい者に聞いた調査や、計画をつくるために作業所や介護の事業所に聞いたこと
- サービスによっては、事業所が少ないなどの理由でつかいたくてもつかえない場合もあるかもしれません。目標の数字をこえても、必要なときはサービスを利用できるようにしていきます。

◆ 訪問系サービス









サービス名	内容	令和5(2023)年の数	令和8(2026)年の数
居宅介護	家の中でお風呂、トイレ、食事などの介護を受ける人の数	158人	↑ 202人
	家の中でお風呂、トイレ、食事などの介護を受ける時間	つき 月1,999時間	↑ つき 月2,396時間
重度訪問介護	しょうがいがおもく生活するための必要な介護を受ける人の数	34人	↑ 37人
	しょうがいがおもく生活するための必要な介護を受ける時間	つき 月15,003時間	↑ つき 月16,326時間

サービス名	内容	令和5(2023)年の数	令和8(2026)年の数
同行援護	目の見えない人で 買い物などの 介護を受けたり、外に出るときに 必要な介護を受ける人の数	43人	↑ 50人
	目の見えない人で 買い物などの 介護を受けたり、外にでるときに 必要な介護を受ける時間	つき 月986時間	↑ つき 月1,146時間
行動援護	外に出るときに 必要な介護を受け る人の数	3人	↑ 4人
	外に出るときに 必要な介護を受け る時間	つき 月185時間	↑ つき 月281時間
重度障害 者等包括支 援	しょうがい ^{おも} が重く いろいろな 介護 ^{ひと} を受ける人の数	0人	↑ ひとり 1人
	しょうがい ^{おも} が重く いろいろな 介護 ^{じかん} を受ける時間	0人	↑ 目標は ありません

◆ 日中活動系サービス

サービス名	内容	令和5(2023)年の数	令和8(2026)年の数
生活介護	昼間、お風呂やトイレや食事をてつ だってもらいながら、活動をする人 の数	271人	↑ 287人
	昼間、お風呂やトイレや食事をてつ だってもらいながら、活動をする日 の数	つき 月5,358日	↑ つき 月5,677日

サービス名	内容	令和5(2023)年の数	令和8(2026)年の数
じりつ くんれん 自立訓練 (機能訓練)	しせつ せいかつ 施設などで、生活をするために ひつよう からだ くんれん ひと かず 必要な 体の訓練をする人の数	にん 0人	ふたり 2人
	しせつ せいかつ 施設などで、生活をするために ひつよう からだ くんれん ひ かず 必要な 体の訓練をする日の数	つき にち 0日	つき にち 月21日
じりつ くんれん 自立訓練 (生活訓練)	さぎょうしょ せいかつ 作業所などで、生活するための くんれん そうだん せい 訓練をしたり、相談をしている、精 しん ちてき 神しょうがいや 知的しょうがいの ひと かず ある人の数	にん 20人	にん 26人
	せいしん ちてき 精神しょうがいや 知的しょうがい ひと さぎょうしょ せいかつ のある人が 作業所などで、生活す くんれん そうだん るための 訓練をしたり、相談を ひ かず している日の数	つき にち 月216日	つき にち 月281日
しゅうろうせんたく 就労 選択 支援	しゅうろういこうしえん しゅうろうけいぞくしえん 就労移行支援、就労継続支援や かいしゃ まえ じぶん あ 会社ではたらく前に 自分に合った さーびす えら サービスを選べるように てだすけ ひと かず してもらう人の数	いま 今は やっていない	にん 20人
しゅうろういこう 就労 移行 支援	はたらきたいと のぞんで くんれん したり、仕事を 探してもらって しごと さが いる しょうがいのある人の数 ひと かず	にん 57人	にん 94人
	しょうがいのある人がはたらくため くんれん しごと さが に 訓練をしたり、仕事を 探して ひ かず もらっている日の数	つき にち 月578日	つき にち 月827日

サービス名	内容	令和5(2023)年の数	令和8(2026)年の数
しゅうろうけいぞく 就労 継続 しえんえーがた 支援 A 型	しえんを うけながら はたらいて いる しょうがいのある人の数 (はたらき続けるための約束と きまりが あります)	36人 	53人
	しょうがいのある人が しえんをう けながら はたらいている日の数 (はたらき続けるための約束と きまりが あります)	月612日 	月843日
しゅうろうけいぞく 就労 継続 しえんびーがた 支援 B 型	しえんを うけながら はたらいて いる しょうがいのある人の数	503人 	562人
	しょうがいのある人が しえんをう けながら はたらいている日の数	月7,548日 	月8,110日
しゅうろう 就労 ていちゃく しえん 定着 支援	会社ではたらく しょうがいのある 人が 仕事を続けながら 生活でき るように てだすけをうける人の数	17人 	27人
りょうよう かいご 療養 介護	病院に入っている 重い しょうが いのある人で、介護をされたり、 訓練している 人の数	28人 	29人
たんき にゅうしょ 短期 入所	介護をしている人が 病気や用事 で、介護できないときに、施設に 短い間 泊まる人の数	79人 	115人
	介護をしている人が 病気や用事 で、介護できないときに、施設に 短い間 泊まる日の数	月271日 	月409日

◆ きょじゅうけい さーびす
居住系サービス

サービス名	内容	令和5(2023)年の数	令和8(2026)年の数
自立生活 援助	施設やグループホームで生活している人に、今の生活を聞いたり、相談して、地域で安心して生活できるようにする制度（てだすけ）	0人	1人
グループホーム (共同生活援助)	アパートや家で、お世話してくれる人に てつだってもらいながら何人かで生活している人の数	191人	205人
施設入所 支援	毎日の生活を てつだってもらいながら 施設で生活している人の数	98人	95人

◆ そうだんしえん さーびす
相談支援サービス

サービス名	内容	令和5(2023)年の数	令和8(2026)年の数
計画相談 支援	サービスを うけるとときに 計画を立ててもらったり、計画の見直しをする数	月235回	月265回
地域移行 支援	施設や 病院を出て、地域で生活するために相談する人の数	0人	5人
地域定着 支援	施設や 病院を出て、地域で生活するために困ったときに 相談したり、てだすけをうける人の数	0人	3人

◆ 発達しょうがい者（児）等への支援

内容	令和5(2023)年の数	令和8(2026)年の数
ペアレントプログラム（発達にてだすけが必要な子どもの親が子どもの成長を支えていくための勉強会）をうけた人の数	18人	16人
ペアレントプログラムを実施した人の数	15人	32人
ペアレントメンターの数	今は やっていない	目標は ありません
ピアサポート活動（しょうがいのある人が他のしょうがいのある人の相談を受けたりする活動）に参加した人の数	今は やっていない	4人

◆ （障がい児）通所支援

サービス名	内容	令和5(2023)年の数	令和8(2026)年の数
児童発達支援	学校に入る前に、みんなで遊んだり活動をして、一人ひとりに合った成長のてだすけをうけるしょうがいのある子どもの数	108人	144人
	学校に入る前に、みんなで遊んだり活動をして、一人ひとりに合った成長のてだすけをうける日の数	つき 月784日	つき 月1,080日

サービス名	内容	令和5(2023)年の数		令和8(2026)年の数
放課後等 デイ サービス	学校に通う しょうがいのある子ども で放課後生活を充実して過ごす てだすけをうける子どもの数	463人	↑	526人
	学校に通う しょうがいのある子ども で放課後生活を充実して過ごす てだすけをうける日の数	つき 月4,479日	↑	つき 月4,944日
保育所等 訪問支援	保育所や学校などに しょうがいを よく知っている人が行き、困っている ことや わからないことのでだすけを うける しょうがいのある子どもの数	17人	↑	27人
	しょうがいのある子どもがいる 保育所や 学校などに しょうがいを よく知っている人が行って、困ってい ることや わからないことの てだす けをうける日の数	つき 月11日	↑	つき 月22日
居宅訪問型 児童発達 支援	身体と知的の両方にしょうがいがあ る、寝たきりの子どもの家に行って、 生活するために 必要なただすけをう ける しょうがいのある子どもの数	0人	↑	ひとり 1人
	身体と知的の両方にしょうがいがあ る、寝たきりの子どもの家に行って、 生活するために 必要なただすけをう ける日の数	0日	↑	1日







◆ (障がい児) 相談支援

サービス名	内容	令和5(2023)年の数		令和8(2026)年の数
相談支援	サービスを うけるときに 計画を 立ててもらったり、計画の 見直しを する数	14人	↑	17人

◆ ちいきせいかつしえんじぎょう ひっすじぎょう
地域生活支援事業(必須事業)

サービス名	内容	令和5(2023)年の数	令和8(2026)年の数
理解促進研修 ・啓発事業	条例の周知啓発を行う (リーフレット、ポスター、概要版、 わかりやすい版の配布)	はいふ 配布	はいふ 配布
	障害理解啓発物を配る数 (心つなぐ・はんどぶっく)	はいふ 配布	100部
	講演会を実施した数	1回	1回
	出前講座を実施した数	みてい 未定	4回
	障がい者スポーツ体験教室を 実施した数	17回	20回
自発的活動支援 事業	障がい者自立生活サポーター (地域で 家の中での てだす けなどをする人) に登録してい る人の数	40人	60人
相談支援事業 (a) 障害者 相談支援事業	困ったときや、新しく サービスを つかいたいときの 相談やてだすけをする	じっし 実施	じっし 実施
相談支援事業 (b) 基幹相談 支援センター等 機能強化事業	相談したことを 責任をもって やってもらえるように、 中心となって てつだうところ	きのう 機能として じっし 実施	きのう 機能として じっし 実施

サービス名	内容	令和5(2023)年の数	令和8(2026)年の数
そうだん しえん じぎょう 相談支援事業 しー じゅうたく (c) 住宅 にゅうきょとう しえん 入居等支援 じぎょう 事業	しょうがいのある人が、 ちいき せいかつ いえ み 地域で生活する家が見つから ないとき、一緒に探した り、大家さんと話したりし て、たすけること	みじっし 未実施	けんとう 検討
せいねんこうけん せいど 成年後見制度 りょう しえん じぎょう 利用支援事業	しょうがいのある人が お金の つか かた せいかつ 使い方や生活のてだすけを うけたり、制度をつかえるよ うに てだすけをうける人の数	にん 4人	にん 4人
せいねんこうけん せいど 成年後見制度 ほうじんこうけん しえん 法人後見支援 じぎょう 事業	しょうがいのある人の お金の つか かた せいかつ 使い方や生活のことをてつ だったり、きめたりする福祉 団体などを てだすけする	じっし 実施	じっし 実施
い し そつう しえん 意思疎通支援 じぎょう しゅわ つうやく 事業(手話通訳 者派遣)	みみ き しゅわ 耳が聞こえなくて手話により 話ができるように てだすけをうける人や団体の数	けん 132件	けん 132件
い し そつう しえん 意思疎通支援 じぎょう ようやくひっき 事業(要約筆記 者派遣)	みみ き もじ 耳が聞こえなくて文字により 話ができるように てだすけをうける人や団体の数	けん 14件	けん 14件
い し そつう しえん 意思疎通支援 じぎょう しつごしょうかい 事業(失語症会 話パートナー派 遣)	しつごしょう はな 失語症があり、話すことの てだすけをうける人や団体の数	けん 2件	けん 2件

サービス名	内容	令和5(2023)年の数	令和8(2026)年の数
にちじょうせいかつ ようぐ 日常生活用具 きゅうふどうじぎょう 給付等事業	ちいき せいかつ 地域で生活する しょうがいの ある人に 生活に 必要な道具 を 用意すること	3,160 ^{かい} 回 	3,393 ^{かい} 回
	いどうようり ふと かいご とき 移動用リフト（介護する時に つかうリフト）など	22 ^こ 個 	22 ^こ 個
	とくしゅべんき からだ 特殊便器（体のしょうがいに合 わせたトイレ）など	28 ^こ 個 	28 ^こ 個
	ねぶらいざー くすり ネブライザー（薬をのむために 必要な きかい）など	24 ^こ 個 	32 ^こ 個
	ふあつくす みみ きこえない ひと ファックス（耳の聞こえない人 などのためのファックス）など	54 ^こ 個 	55 ^こ 個
	すとまようそうぐ しゅじゅつ ストマ用装具（手術で おなか につくられた おしっこや う んちの 出口につける 袋）など	3,028 ^こ 個 	3,250 ^こ 個
	じゅうたくかいしゅう からだ 住宅改修（体のしょうがいに あわせて家の中を なおすこと）	4 ^{かい} 回 	6 ^{かい} 回
しゅわ ほうしいん 手話奉仕員 ようせいけんしゅうじぎょう 養成研修事業	みみ ひと 耳の聞こえない人と はなし 話ができるように、 しゅわ べんきょうかい かいすう 手話の勉強会をする回数	36 ^{かい} 回 	36 ^{かい} 回

サービス名	内容	令和5(2023)年の数	令和8(2026)年の数
いどう しえん じぎょう 移動支援事業 こべつしえんがた (個別支援型)	ひとり で 出かけることが 難しい人 のために、出かけるための てつだいを する 場所	かしよ 80カ所	かしよ 86カ所
	ひとり で 出かけることが 難しい ひと が、出かけるための てつだいを 頼んだ人の数	にん 169人	にん 194人
	ひとり で 出かけることが 難し いひと が、出かけるための てつだいを たのんだ時間	つき じかん 月2, 159時間	つき じかん 月2, 289時間
いどう しえん じぎょう 移動支援事業 しゃりょう しえんがた (車両支援型)	すいよく で い さ ー び す 水浴、デイサービスなどの おく むか り よう ひと かず 送り迎えを利用する人の数	つき にん 月110人	つき にん 月120人
ちい つか つ どう し えん 地域活動支援 センター き の う き ょ う か じ ギ ょ う 機能強化事業	ちい つか つ どう し えん セん た ー い ち が た 【地域活動支援センターⅠ型】 しょうがいのある人を てだす けするために、病院や地域が きょうりよく ぼらんていあ 協力して ボランティアを そだ 育てたり、しょうがいについて べんきょうかい 勉強会をしたりするところ	2 かしよ 2カ所	2 かしよ 2カ所
	ちい つか つ どう し えん セん た ー い ち が た 【地域活動支援センターⅠ型】 しょうがいのある人を てだす けするために、病院や地域が きょうりよく ぼらんていあ 協力して ボランティアを そだ 育てたり、しょうがいについて べんきょうかい 勉強会をしたりするところを つかう人の数	にち にん 1日49人	にち にん 1日50人

◆ ちいきせいかつしえんじぎょう にんいじぎょう
地域生活支援事業 (任意事業)

サービス名	内容	れいわ 令和5(2023)年の数	れいわ 令和8(2026)年の数
にっちゅういちじしえん 日中一時支援 事業	ちいき せいかつ 地域で生活しているしょうが いのある人が かいごしゃ かぞく 介護できない時、ひるま 昼間に す ぼしよ 過ごす場所	かしよ 13力所	かしよ 15力所
	ちいき せいかつ 地域で生活しているしょうが いのある人が かいごしゃ かぞく 介護できない時、しせつ 施設などで ひるま す ひと かず 昼間に過ごした人の数	にん 46人	にん 76人
	ちいき せいかつ 地域で生活しているしょうが いのある人が、かいごしゃ かぞく 介護できない時、しせつ 施設などで ひるま す じかん 昼間に過ごした時間	つき じかん 月147時間	つき じかん 月258時間
しゃかいさんか しえん 社会参加支援に かん じぎょう 関する事業	れくりえーしょんきょうしつ 【レクリエーション教室】 れくりえーしょん かい レクリエーションをする会の かいすう 回数	かい 0回	かい 1回
	げいじゅつばんかかどうしんこうじぎょう) 【芸術文化活動振興事業】 びじゅつてん え しゃしん かいすう 美術展 (絵や写真) の回数	かい 1回	かい 1回
	てんじ こえ こうほうとうはっこう 【点字・声の広報等発行】 てんじ こえ し こうほう 点字や声のお知らせ (たま広報 など) の回数	かい 32回	かい 32回
	ようやくひつきしゃこうしゅうかい かいすう 要約筆記者講習会の回数	かい 5回	かい 5回

7 これからの福祉がよくなるように進めていくこと

(計画の94ページ)

- 多摩市のしょうがい者団体や、しょうがい者をてだすけする人たちに協力してもらって、この計画に書いている取組をきちんと進めていきます。



- 1年に1回は、この計画に書いている取組がきちんとできているかどうか調べて、なにか問題があったら、話し合ってなおしていきます。
- サービスを必要とする人がそれぞれのしょうがいにあわせたサービスをつかえるようにするためには、てだすけする人や建物やお金などが**必要**です。
- 多摩市だけでは解決できないため、国や東京都に必要なお金や制度などを**もっと**よくするように相談していきます。

けんこうとし
健幸都市



いんさつがつばんごう
印刷物番号：5-56

つくったところ：東京都多摩市健康福祉部障害福祉課

じゅうしょ ゆうびんばんごう
住所：郵便番号206-8666

とうきょうとたましせきど
東京都多摩市関戸6-12-1

でんわばんごう しょうがいふくしか
電話番号：障害福祉課042(338)6847

かかく えん
価格：120円